

報告第18号

市長の専決処分事項報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡 部 正 英

専決第 1 1 号

損害賠償の額の決定及び和解について

平成 3 1 年 4 月 9 日に佐野市堀米町 6 0 7 番地栃木県安蘇庁舎駐車場で発生した車両損傷事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和元年 6 月 2 8 日

佐野市長 岡 部 正 英

1 損害賠償額 1 7 3, 3 1 8 円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を車両修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議、請求の申立てをしない。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

佐野市並木町 5 0 1 番地

株式会社並木土建

代表取締役 嶋 崎 丈 博

専決第11号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 平成31年4月9日(火) 午後3時頃 場所 佐野市堀米町607番地 栃木県安蘇庁舎駐車場
3 発生時の状況	市有自動車を栃木県安蘇庁舎駐車場に駐車し、助手席ドアを開けた際に、強風によりドアが勢いよく開いてしまい、隣に駐車してあった相手方車両に接触した。
4 相手方	所在地 佐野市並木町501番地 名称 株式会社並木土建 代表者 代表取締役 嶋崎 丈博
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 173,318円
6 和解日	令和元年6月28日

7 略図

